

令和 8 年度 積算基準等の改定について

令和 8 年 5 月（新潟会場）

令和 8 年 6 月（北陸会場）

北陸地方整備局

港湾空港部 港湾事業企画課

I . 積算基準の改定内容

1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定
2. 第3部 その他の積算基準の改定
3. その他の改定

II . その他

1. 各種実態調査について
2. 船舶および機械器具等の損料算定基準の改定について
3. 港湾請負工事積算基準等の公表について

I . 積算基準の改定内容

1. 第1部 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定
2. 第3部 第3部 その他の積算基準の改定
3. その他の改定

積算基準の改定項目

I. 積算基準の改定内容

青字：対比表を後述

1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

1. 総則

- 1節 総則(P1-1-1) → 基準の取扱いについて文章の追加(考え方の変更無し)
- 2節 積算の通則(P1-2-1) → 基準の取扱いについて文章の追加(考え方の変更無し)
- 2節 積算の通則(P1-2-3) → 一般管理費等における法定福利費および建設業退職金共済契約に係る掛金の記載変更
- 2節 積算の通則(P1-2-4) → 一般管理費等における試験研究費償却の記載削除

2. 工事費の積算

- 1節 直接工事費(P2-1-3) → 歩掛の取扱いについて文章の追加(考え方の変更無し)
- 1節 直接工事費(P2-1-4) → 運転1時間当り燃料(電力)消費量算定時の端数処理方法について補足
- 1節 直接工事費(P2-1-5) → 拘束費の計上方法における対象日数、対象経費の場合分けの明確化
- 1節 直接工事費(P2-1-6) → 工期設定時の考慮項目について「猛暑日」を追加
- 1節 直接工事費(P2-1-(10)、2-1-(11)) → 物価本掲載規格削除に伴うラフテレーンクレーン45t吊の記載削除
- 1節 直接工事費(P2-1-(13)、2-1-(24)) → 「端数処理の取扱い」について記載場所の変更
- 1節 直接工事費(P2-1-(19)) → クロー式サンドパイル打機損料削除に伴う基準の削除
(サンドコンパクションパイル工(サンドトレイン併用杭)能力算定方法)
- 2節 間接工事費(P2-2-8) → 積雪寒冷地域の範囲の設定根拠規定の記載変更
- 3節 一般管理費等(P2-3-1) → 一般管理費等率の改定
- 4節 その他(P2-4-1) → 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について、増加費用等の適用に係る記載削除

1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

青字：対比表を後述

3. 直接工事費の施工歩掛

潜水士船の大型化による基準改定(270PS型→320PS型) ※複数箇所

機械器具等損料改定に伴う規格修正 ※複数箇所

1節 浚渫・土捨工(P3-1-44) → 排砂管設置・撤去数量の算出方法について補足

4節 本体工 4.1 ケーソン式(P3-4.1-37、3-4.1-38、3-4.1-55、3-4.1-56、3-4.1-57、3-4.1-(3)、3-4.1-(4))

→ 起重機船(非航固定)DE 2,000t吊、2,200t吊が現存しないため規格の見直し

吊金具等作業用付属品損料算定方法の見直し

4節 本体工 4.5 鋼矢板式(P3-4.5-11、3-4.5-(6)～3-4.5-(9)) 4.6 鋼杭式(P3-4.6-9、3-4.6-(6)～3-4.6-(9))

→ 鋼矢板および鋼杭打設(ディーゼルハンマ)について、クローラ式杭打機損料削除に伴う基準の削除

6節 上部工(P3-6-11、3-6-26、3-6-27、3-6-29) → クレーン類の種類・規格の選定に係る記載変更(統一)

6節 上部工(P3-6-25) → 海上コンクリート打設方法の考え方の見直し

6節 上部工(P3-6-32) → コンクリートミキサー船拘束費の計上方法の見直し

※参考資料-1(P3-6-(1))に記載の参照先を併せて見直し

6節 上部工(P3-6-33) → ホイールローダ規格の見直し

8節 消波工(P3-8-2～3-8-6) → 市場単価「土木工事・鉄筋工(一般構造物)」削除に伴う変更

11節 陸上地盤改良工(P3-11-1～3-11-14) → クローラ式サンドパイル打機損料削除に伴う基準の削除

(サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの削除)

11節 陸上地盤改良工(P3-11-(17)) → ホイールローダ規格の見直し

11節 陸上地盤改良工(P3-11-(19)～3-11-(24)) → クローラ式サンドパイル打機損料削除に伴う基準の削除

(参考資料-4 ロッドコンパクションの削除)

11節 陸上地盤改良工(P3-11-(26)) → 空気圧縮機規格の見直し

11節 陸上地盤改良工(P3-11-(33)) → クローラ式サンドパイル打機損料削除に伴う基準の削除

(補足資料-1 1. 陸上地盤改良工における市場単価の取扱い 削除)

13節 舗装工(P3-13-13) → 物価本掲載規格削除に伴うラフテレーンクレーン45t吊の見直し

13節 舗装工(P3-13-14) → コンクリート簡易仕上機規格の見直し

13節 舗装工(P3-13-23) → ディストリビュータ規格の見直し

16節 仮設工(P3-16-16) → バイブロハンマに係るウォータージェット規格の見直し

※鋼管杭・鋼管矢板打設(ジェット併用)代価表(P3-16-24)も併せて見直し

16節 仮設工(P3-16-17) → バイブロハンマおよびウォータージェットに係る水槽規格の見直し

16節 仮設工(P3-16-(9)) → 参考資料-2 鋼管杭・鋼管矢板の先行掘削におけるバックホウ規格の見直し 4

(排出ガス対策型の基準値改定に伴う修正)

積算基準の改定項目

1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

青字:対比表を後述

4. 市場単価等

1-1 市場単価の調査方法、1-2 市場単価の決定方法(P4-1-1) → 削除

4. 市場単価により積算を行う工種(P4-1-2) → 「11節 陸上地盤改良工」削除、市場単価「土木工事・鉄筋工(一般構造物)」削除に伴う「鉄筋工」「吊鉄筋工」適用工種を適用不可に修正など

補足資料-1(P4-1-(2)) → 誤植修正

潜水土船の大型化による基準改定(270PS型→320PS型) ※複数箇所

5. 間接工事費の施工歩掛 共通仮設費

1節 回航・えい航費(P5-1-5)

→ 土運船(1隻引)を標準とし、2隻引は表から削除(※土運船2隻以上を回航する場合は別途考慮する)

1節 回航・えい航費(P5-1-13) → 旅費等の算出における鉄道賃等の計上方法を補足

1節 回航・えい航費(P5-1-16)

→ 土運船(1隻引)を標準とし、2隻以上をえい航する場合は別途考慮するよう改定

1節 回航・えい航費(P5-1-(5))

→ 起重機船(非航固定)DE 2,000t吊、2,200t吊が現存しないため規格の見直し

2節 運搬費(P5-2-7) → 建設機械運搬方法について、路面切削機の機械質量の追加

5節 安全費(P5-5-3) → 誤植修正

潜水土船の大型化による基準改定(270PS型→320PS型)

積算基準の改定項目

2. 第3部 その他の積算基準 の改定

青字:対比表を後述

第1編 設計等業務

1節 計画・開発・調査等業務(P1-1-5) → 旅費等の算出における鉄道賃等の計上方法を補足

参考資料-1 予備設計(P1-(5)) → 波浪変形計算手法(高山法)の名称修正

参考資料-3 細部設計(P1-(23)) → 3-4 数量計算等 2)堤頭函 記載内容修正

参考資料-6 港内静穏度(エネルギー平衡方程式及びブシネスクモデル)(P1-(35))

→ 適用範囲について補足

参考資料-8 数値波動水槽(CADMAS-SURF)(2次元)(P1-(45))

→ 検討項目の定義追加、数量計算等項目追加

第2編 測量・調査等業務

1節 測量業務(P2-1-20) → 4-1-4 数量計算等 成果 報告書作成 単位修正

その他 参考資料-1 気象・海象調査(P2-(5)~2-(13)) → 「協議・報告」歩掛を新規制定

潜水土船の大型化による基準改定(270PS型→320PS型)

機械器具等損料改定に伴う規格修正 ※複数箇所

第3編 土質調査業務

機械器具等損料改定に伴う規格修正

3. その他の改定

単価表

1. 燃料消費量(P単-1) → 運転1時間当り燃料消費量算定時の端数処理方法について補足

別表1 燃料消費率(P単-5) → クローラ式サンドパイル打機損料削除に伴う燃料消費率の削除

別表2 1日の運転時間(P単-8)

→ クローラ式サンドパイル打機損料削除に伴う陸上機械の運転時間の削除、機械器具等損料改定に伴う変更、ホイールロード規格の見直し

別表-3 全国主要港湾の供用係数(P単-9) → 複数の港湾において供用係数ランクの見直し

別表-4 就業時間別の船員供用係数(P単-10) → 令和8年3月から適用の割増対象賃金比を適用した改定
各種船舶、陸上機械等の単価表の削除・追加・修正

2. 工事費の積算

1節 直接工事費 (P2-1-3) → 歩掛の取扱いについて文章の追加 (考え方の変更無し)

改定前

2-3 直接経費
2-3-1 特許使用料等

改定後

2-3 歩 掛
歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は積算基準の施工歩掛及び物価資料によるものとする。
積算基準の施工歩掛にない歩掛、適用が著しく不適当又は困難と認められた歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積の取得により歩掛の構成を決定する。
見積の場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。
ただし、変更積算時は施工者より見積を徴収し、妥当性を確認した上で採用する。
なお、単価等については、「2-1 労務費」、「2-2 材料費」及び「2-4 直接経費」によるものとする。

2-4 直接経費
2-4-1 特許使用料等

2. 工事費の積算

3節 一般管理費等 (P2-3-1) → 一般管理費等率の改定

改定前

表-④ 一般管理費等率

工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
一般管理費等率	23.57 %	-4.97802	56.92101	9.74 %

一般管理費等率の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : 工事原価 (円)

改定後

表-④ 一般管理費等率

工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
一般管理費等率	25.13 %	-5.21826	60.08343	10.63 %

一般管理費等率の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : 工事原価 (円)

3. 直接工事費の施工歩掛

1節 浚渫・土捨工 (P3-1-47)※

※改定箇所は複数あるが箇所数が多いため本資料では代表的な箇所のみ例示

→ 潜水土船の大型化による基準改定 (270PS型→320PS型)

改定前

(3) 排砂管設置・撤去

①排砂管（海底管）設置・撤去 60m当り

名 称	形状寸法	単位	船種・規格区分		摘 要
			[1]	[2]	
揚 錨 船	鋼D t 吊	日	0.5		就業8H
台 船	鋼 200 t 積	"	0.5		"
潜 水 士 船	D 270PS型 3～5t吊	"	0.5		"
引 船	鋼D 250PS型	"	0.5		運2H／就8H
引 船	鋼D 200PS型	"	0.5		"
ラフテレーンクレーン	(油) 25 t 吊	"	0.7	0.5	標準運転時間
空 気 圧 縮 機	5.0m ³ /min	"	0.5		
普 通 作 業 員		人	9.4	6.5	
雑 材 料					

改定後

(3) 排砂管設置・撤去

①排砂管（海底管）設置・撤去 60m当り

名 称	形状寸法	単位	船種・規格区分		摘 要
			[1]	[2]	
揚 錨 船	鋼D t 吊	日	0.5		就業8H
台 船	鋼 200 t 積	"	0.5		"
潜 水 士 船	D 320PS型 3～5t吊	"	0.5		"
引 船	鋼D 250PS型	"	0.5		運2H／就8H
引 船	鋼D 200PS型	"	0.5		"
ラフテレーンクレーン	(油) 25 t 吊	"	0.7	0.5	標準運転時間
空 気 圧 縮 機	5.0m ³ /min	"	0.5		
普 通 作 業 員		人	9.4	6.5	
雑 材 料					

単価表

1 8. 潜水土船 (P単-28)

→ 潜水土船の大型化による改定 (270PS型→320PS型)

改定前

1 8. 潜水土船

①潜水土船 運転 1 日 当り

就業 8 時間

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
			D <u>270PS</u> 型 3～5t 吊 <u>199kW</u>	
主 燃 料	軽 油	ℓ	<u>129</u>	
潜水世話役		人	0.20 × β	
潜 水 士		〃	1 × β	
潜水連絡員		〃	1 × β	
潜水送気員		〃	1 × β	
損 料	運 転	日	1	
〃	供 用	〃	α	

潜水土船 供用 1 日 当り

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
			D <u>270PS</u> 型 3～5t 吊 <u>199kW</u>	
潜水世話役		人	0.20	
潜 水 士		〃	1	
潜水連絡員		〃	1	
潜水送気員		〃	1	
損 料	供 用	日	1	

改定後

1 8. 潜水土船

①潜水土船 運転 1 日 当り

就業 8 時間

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
			D <u>320PS</u> 型 3～5t 吊 <u>235kW</u>	
主 燃 料	軽 油	ℓ	<u>152</u>	
潜水世話役		人	0.20 × β	
潜 水 士		〃	1 × β	
潜水連絡員		〃	1 × β	
潜水送気員		〃	1 × β	
損 料	運 転	日	1	
〃	供 用	〃	α	

潜水土船 供用 1 日 当り

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
			D <u>320PS</u> 型 3～5t 吊 <u>235kW</u>	
潜水世話役		人	0.20	
潜 水 士		〃	1	
潜水連絡員		〃	1	
潜水送気員		〃	1	
損 料	供 用	日	1	

第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

3. 直接工事費の施工歩掛

8節 消波工 (P3-8-6) → 市場単価「土木工事・鉄筋工 (一般構造物)」削除に伴う変更

改定前

4) 鉄筋および吊鉄筋加工組立

市場単価「土木工事・鉄筋工 (一般構造物)」を適用する。
なお、市場単価には鉄筋荷役し費用、およびクレーンを必要とする場合の賃料が含まれる。
市場単価の算定については、「第4章 市場単価等」による。

6) 代価表

(1) 異形ブロック製作 10個当り

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
レディーミクストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
型 枠 賃 料		m ²	$A \times 10$	
鉄 筋		kg	$R_1 \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
吊 鉄 筋		kg	$R_2 \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R_1 \times 10$	市場単価(土木工事・鉄筋工)
吊 鉄 筋 加 工 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R_2 \times 10$	市場単価(土木工事・鉄筋工)
型 枠 工		m ²	$A \times 10$	市場単価
コ ン ク リ ー ト 打 設 工		m ³	$V \times 10$	市場単価
給 熱 養 生 加 算 額		m ³	$V \times 10$	市場単価
ラフテレーンクレーン (型枠工用)	排出カース対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100$	標準運転時間
ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	排出カース対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間
クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間

改定後

4) 鉄筋および吊鉄筋加工・組立

「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 鉄筋工」の一般構造物を適用する。
なお、鉄筋加工・組立については単位をtからkgへ変換して採用していることから、小数3位切捨てとする。

6) 代価表

(1) 異形ブロック製作 10個当り

名 称	形状寸法	単位	数 量	摘 要
レディーミクストコンクリート		m ³	$V \times (1+W/100) \times 10$	割増しを含む
型 枠 賃 料		m ²	$A \times 10$	
鉄 筋 加 工	一般構造物	kg	$\Sigma R_1 \times 10$	
鉄 筋 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R_1 \times 10$	
吊 鉄 筋 加 工	一般構造物	kg	$\Sigma R_2 \times 10$	
吊 鉄 筋 組 立	一般構造物	kg	$\Sigma R_2 \times 10$	
型 枠 工		m ²	$A \times 10$	市場単価
コ ン ク リ ー ト 打 設 工		m ³	$V \times 10$	市場単価
給 熱 養 生 加 算 額		m ³	$V \times 10$	市場単価
ラフテレーンクレーン (型枠工用)	排出カース対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100$	標準運転時間
ラフテレーンクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	排出カース対策型 (油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間
クローラクレーン (コンクリート工用、製作転置用)	(油) t吊	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間

第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

5. 間接工事費の施工歩掛 共通仮設費

1節 回航・えい航費 (P5-1-5)

→ 土運船 (1隻引) を標準とし、2隻引は表から削除
(※土運船2隻以上を回航する場合は別途考慮する)

改定前

2-2-4 回航用引船の選定
1) 回航用引船と被回航船舶の組合せ

回航用引船と被回航船舶の組合せ表									
回航用 引船 (PS型)	被 え い 航 船 舶							排砂管設備	
	土運船 (1隻引) (m ³)	土運船 (2隻引) (m ³)	台 船 (1隻引) (t積)	クレーン付 台 船 (t吊)	フローティン グ・ト・ック (t積)	コンクリート ミキサー船 バッチ式 (m ³)	コンテナ アス式 (型)	深層混 合処理 船 (m ³)	排砂管 フロータ 長(m)、径(mm)
鋼D 350			100						
" 450			200						
" 500	300		300	40					
" 600		300							
" 800			500	50			25		4.5×1,100 6.0×560
" 1,000	650			150	1,500				
" 1,200		650							
" 1,500			2,000		2,500	1.0	45		
" 2,000	1,300				3,200	1.5	90	2.2	
" 2,500		1,300							5.0×1,300 ～1,500 6.0×660 ～760
" 3,000						2.5		4.6	
" 4,000					7,000			5.7	

- 注) 1. 上記組合せ表にない大型船舶の回航用引船規格は、現場条件を考慮して決定する。
2. 起重機船 (固定) の2,000t吊を超え3,000t吊までは、引船4,000PS型と3,000PS型の2隻引きとする。
起重機船 (固定) の3,000t吊を超え3,700t吊までは、引船4,000PS型2隻と3,000PS型の3隻引きとする。
3. 被回航船舶等の規格範囲の表示がないものについては (まで) と読み取るものとする。

改定後

2-2-4 回航用引船の選定
1) 回航用引船と被回航船舶の組合せ

回航用引船と被回航船舶の組合せ表									
回航用 引船 (PS型)	被 え い 航 船 舶							排砂管設備	
	カッター ハーブ (m ³)	土運船 (m ³)	台 船 (t積)	クレーン付 台 船 (t吊)	フローティン グ・ト・ック (t積)	コンクリート ミキサー船 バッチ式 (m ³)	コンテナ アス式 (型)	深層混 合処理 船 (m ³)	排砂管 フロータ 長(m)、径(mm)
鋼D 350			100						
" 450			200						
" 500		300	300	40					
" 600									
" 800			500	50			25		4.5×1,100 6.0×560
" 1,000	1,000	650		150	1,500				
" 1,200									
" 1,500			2,000		2,500	1.0	45		
" 2,000		1,300			3,200	1.5	90	2.2	
" 2,500									5.0×1,300 ～1,500 6.0×660 ～760
" 3,000						2.5		4.6	
" 4,000					7,000			5.7	

- 注) 1. 上記組合せ表にない大型船舶の回航用引船規格は、現場条件を考慮して決定する。
2. 起重機船 (固定) の2,000t吊を超え3,000t吊までは、引船4,000PS型と3,000PS型の2隻引きとする。
起重機船 (固定) の3,000t吊を超え3,700t吊までは、引船4,000PS型2隻と3,000PS型の3隻引きとする。
3. 被回航船舶等の規格範囲の表示がないものについては (まで) と読み取るものとする。
4. 土運船の回航において、引船1隻で土運船2隻以上を回航する場合は別途考慮する。

5. 間接工事費の施工歩掛 共通仮設費

1節 回航・えい航費 (P5-1-13)

→ 旅費等の算出における鉄道賃等の計上方法を補足

改定前

2-3-6 旅費等の算出

③鉄道賃等

鉄道賃等は、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。

改定後

2-3-6 旅費等の算出

③鉄道賃等

鉄道賃等は、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。

なお、複数の経路がある場合、以下イ～ホのいずれかに該当する経路の鉄道賃等を計上することができる。

イ、最も安価な経路

ロ、最も安価な経路に比べて、移動時間の短縮が可能である経路

ハ、最も安価な経路に比べて、乗換回数が少ない等、交通の遅延等による経路変更や取消・変更料の発生危険性が低い経路

ニ、最も安価な経路が航空機を用いない経路である場合において、最も安価な経路によると出発地から用務先までの旅行時間に4時間程度以上を要するときは、航空機を用いる経路

ホ、最も安価な経路では日帰りができない場合において、日帰りが可能となる経路

第 1 部 港湾土木請負工事積算基準の改定

第 2 編 測量・調査等業務

その他 参考資料－1 気象・海象調査 (P2-(6))

→ 「協議・報告」 歩掛を新規制定

改定前

3-2 数量計算等

(3) 集計数量

種 別 (レベル 3))	細 別 (レベル 4)	積算要素 (レベル 6)	単位	数量	摘 要
気 象 調 査	調 査 準 備	観測機器整備	回		片道 km
		交 通 車	〃		基地 — 観測所
	風向・風速観測 整 理	風向・風速観測	日		観測点検回数 回
		風向・風速整理 〃 年間整理	回 ヶ月		
波 浪 調 査	調 査 準 備	観測機器整備	回		片道 km
		交 通 車	〃		基地 — 観測所
	波高・波向観測	波 高 観 測	日		観測点検回数 回
		波 向 観 測	日		観測点検回数 回
	整 理	波 高 整 理	回		
		波 高 年 間 整 理	ヶ月		
		波向写真ネガ整理	〃		レター式のみ計上する
		波向解析整理 波向年間整理	回 ヶ月		
潮 位 調 査	調 査 準 備	観測機器整備	回		片道 km
		交 通 車	〃		基地 — 観測所
	潮 位 観 測	潮 位 観 測	日		観測点検回数 回
		潮 位 整 理	回		
	潮 位 年 間 整 理	潮 位 年 間 整 理	ヶ月		

改定後

3-2 数量計算等

(3) 集計数量

種 別 (レベル 3))	細 別 (レベル 4)	積算要素 (レベル 6)	単位	数量	摘 要
気 象 調 査	調 査 準 備	観測機器整備	回		片道 km
		交 通 車	〃		基地 — 観測所
	風向・風速観測 整 理	風向・風速観測	日		観測点検回数 回
		風向・風速整理 〃 年間整理	回 ヶ月		
波 浪 調 査	調 査 準 備	観測機器整備	回		片道 km
		交 通 車	〃		基地 — 観測所
	波高・波向観測	波 高 観 測	日		観測点検回数 回
		波 向 観 測	日		観測点検回数 回
	整 理	波 高 整 理	回		
		波 高 年 間 整 理	ヶ月		
		波向写真ネガ整理	〃		レター式のみ計上する
		波向解析整理 波向年間整理	回 ヶ月		
潮 位 調 査	調 査 準 備	観測機器整備	回		片道 km
		交 通 車	〃		基地 — 観測所
	潮 位 観 測	潮 位 観 測	日		観測点検回数 回
		潮 位 整 理	回		
	潮 位 年 間 整 理	潮 位 年 間 整 理	ヶ月		

第2編 測量・調査等業務

その他 参考資料－1 気象・海象調査 (P2-(13))

→ 「協議・報告」 歩掛を新規制定

改定前

3-6 旅 費

旅費については、「第1編 1節、2-5 旅費の算定」を適用して算出する。

改定後

3-6 協議・報告

3-6-1 事前協議

調査を実施するに当り、実施計画について協議を行う。

事前協議 1回当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
主任技師	測 量	人	1.0	
技 師	"	"	1.0	

3-6-2 最終報告

調査結果について報告を行う。

最終報告 1回当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
主任技師	測 量	人	1.0	
技 師	"	"	1.0	

※その他打合せが必要な場合は、必要に応じて計上する。

3-7 旅 費

旅費については、「第1編 1節、2-5 旅費の算定」を適用して算出する。

→ 複数の港湾において供用係数ランクの見直し

改定後

別表-3 全国主要港湾の供用係数

[illegible]

単価表

別表－4 就業時間別の船員供用係数（P単-10）

→ 令和8年3月から適用の割増対象賃金比を適用した改定

改定前

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 1H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		
		総長・副総長	普通船員	総長・副総長	普通船員	総長・副総長	普通船員	総長・副総長	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55	
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.47	1.58	1.58	1.69	1.70	
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.67	1.78	1.78	1.89	1.90	
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.92	2.03	2.03	2.14	2.15	
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.12	2.23	2.23	2.34	2.35	
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.37	2.48	2.48	2.59	2.60	
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.72	2.83	2.83	2.94	2.95	
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.17	3.28	3.28	3.39	3.40	
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.82	3.93	3.93	4.04	4.05	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]			
		[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]			
		総長・総副 普通船員	総長・総副 普通船員	総長・総副 普通船員	総長・総副 普通船員	総長・総副 普通船員	総長・総副 普通船員			
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.61	
2	1.85	1.36	1.36	1.50	1.50	1.62	1.63	1.76	1.76	
3	2.20	1.56	1.56	1.70	1.70	1.82	1.83	1.96	1.96	
4	2.55	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.08	2.21	2.21	
5	2.80	2.01	2.01	2.15	2.15	2.27	2.28	2.41	2.41	
6	3.20	2.26	2.26	2.40	2.40	2.52	2.53	2.66	2.66	
7	3.65	2.61	2.61	2.75	2.75	2.87	2.88	3.01	3.01	
8	4.30	3.06	3.06	3.20	3.20	3.32	3.33	3.46	3.46	
9	5.25	3.71	3.71	3.85	3.85	3.97	3.98	4.11	4.11	

- 注) 1.別表－4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和7年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
- 2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表－4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
- 3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

就業時間別船員供用係数(β)の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数

β₀：就業8時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。

ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。

改定後

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		
		船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.43	1.42	1.54	1.53	
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.46	1.58	1.57	1.69	1.68	
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.66	1.78	1.77	1.89	1.88	
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.91	2.03	2.02	2.14	2.13	
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.11	2.23	2.22	2.34	2.33	
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.36	2.48	2.47	2.59	2.58	
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.71	2.83	2.82	2.94	2.93	
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.16	3.28	3.27	3.39	3.38	
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.81	3.93	3.92	4.04	4.03	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）

係 数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[超勤時間 6H]	[超勤時間 6H]	
		[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	
		船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	船長・副船長	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	<u>1.34</u>	1.47	<u>1.46</u>	1.61	<u>1.59</u>	
2	1.85	1.36	1.36	1.50	<u>1.49</u>	1.62	<u>1.61</u>	1.76	<u>1.74</u>	
3	2.20	1.56	1.56	1.70	<u>1.69</u>	1.82	<u>1.81</u>	1.96	<u>1.94</u>	
4	2.55	1.81	1.81	1.95	<u>1.94</u>	2.07	<u>2.06</u>	2.21	<u>2.19</u>	
5	2.80	2.01	2.01	2.15	<u>2.14</u>	2.27	<u>2.26</u>	2.41	<u>2.39</u>	
6	3.20	2.26	2.26	2.40	<u>2.39</u>	2.52	<u>2.51</u>	2.66	<u>2.64</u>	
7	3.65	2.61	2.61	2.75	<u>2.74</u>	2.87	<u>2.86</u>	3.01	<u>2.99</u>	
8	4.30	3.06	3.06	3.20	<u>3.19</u>	3.32	<u>3.31</u>	3.46	<u>3.44</u>	
9	5.25	3.71	3.71	3.85	3.84	3.97	3.96	4.11	4.09	

- 注) 1.別表－4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和8年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
- 2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表－4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。
- 3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

就業時間別船員供用係数(β)の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数

β₀：就業8時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。

ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。

「休日確保評価型」試行工事における間接工事費の補正（令和8年度版）

- 共通仮設費率、現場管理費率について補正係数を乗じて予定価格を作成する。
- 4週8休以上の達成が確認出来なかった場合は、当初積算時の補正分を減額変更する。
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接工事費率による。
- 港湾工事市場単価については補正なしとする。

適用積算基準別 経費補正一覧

適用積算基準 \ 経費補正係数	共通仮設費率 現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準	共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03
土木工事積算基準	共通仮設費率1.00 現場管理費率1.00（補正なし）
空港請負工事積算基準	共通仮設費率1.01 現場管理費率1.02

【補足事項】

令和8年4月1日以降に公告を行う試行工事より適用。

積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の、主たる工種の間接工事費率を適用する判断基準は、金額による。

直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について

令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額

(直接工事費のうち、材料費 **** (一部のみ計上) 円)
 (直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)
 (現場管理費のうち、法定福利費 **** 円)
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 **** 円)
 (工事原価のうち、安全衛生経費 **** 円)

- 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
- すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

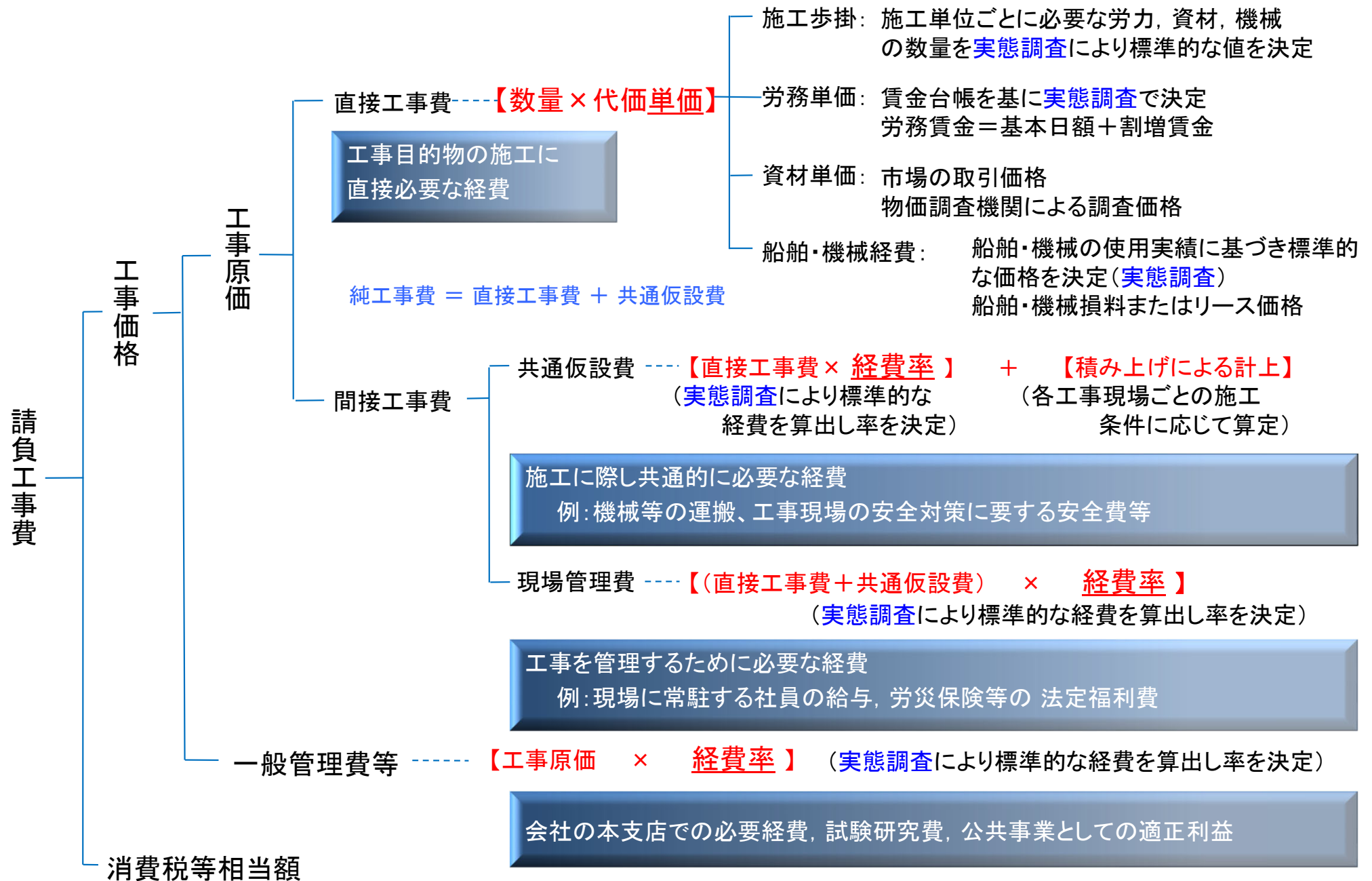
★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

Ⅱ. その他

1. 各種実態調査について
2. 船舶および機械器具等の損料算定基準の改定について
3. 港湾請負工事積算基準等の公表について

1. 各種実態調査について



1. 各種実態調査について

◆ 施工歩掛の実態調査

施工情報調査

本調査は、施工歩掛の改定・廃止のために実施する実態調査であり、「モニタリング調査」と「詳細調査」に分類

① モニタリング調査

現行の施工歩掛と実態の乖離状況を確認するため、全工種を対象に施工形態の変化や、全国的な施工実績等を網羅的に把握するための調査

○ 調査対象：詳細調査を行う工種以外の全工種

② 詳細調査

施工歩掛改定の検討資料となる詳細な実態調査

○ 調査対象：モニタリング調査の結果等から施工実態と現行の施工歩掛とで乖離が見られた工種

新規歩掛検討調査

新たな歩掛を策定するために行う調査（詳細調査と同様な調査内容）

1. 各種実態調査について

◆間接工事費、一般管理費等の実態調査

間接工事費等諸経費動向調査

○間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)については、港湾浚渫工事、港湾構造物工事、海岸工事について調査・解析し、一定の乖離がある場合は諸経费率(共通仮設费率、現場管理费率)を改定

【工事単位】

○一般管理費等については、本社経費の実態を調査・解析

【会社単位】

○諸経费率に係る各補正值(地域補正、海上輸送補正等)について調査・解析

○設計等業務、測量調査関係等の諸経費について調査・解析

1. 各種実態調査について

◆船舶・機械経費の実態調査

作業船稼働実態調査

本調査は、「**船舶および機械器具等の損料算定基準**」を定めるために必要な、作業船等の購入価格、稼働実績及び管理費等について、作業船等の所有者を対象に行っている実態調査

○調査対象：港湾工事用の作業船等を保有する会社（約390社）

○調査内容：①購入価格

②船舶の諸元

③年間の修理費（定期整備費・現場修理費）

④年間の運転時間・運転日数・供用日数等

⑤管理費（税金、保険、保管経費等）

⑥廃船実績

⑦その他（燃料消費量等）

○調査期間：調査前年度の稼働実績について毎年実施

1. 各種実態調査について

◆労務単価(工事)の実態調査

公共事業労務費調査(51職種)

公共工事を実施している会社の実態調査(賃金支払い)を基に
「公共工事設計労務単価」を決定し公表

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00337.html

(港湾5職種:高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員)

○調査範囲:原則として関係二省(国交省、農水省)の所管する直轄事業及び補助事業

○調査期間:10月期に実施している工事について調査
(少数標本職種については、上記期間に調査対象工事に従事していない場合、
9月1日～9月30日の期間を調査対象とする)

○対象工事:原則として1件1,000万円以上の工事を対象

潜水土(ダイバー)労務費調査

公共工事設計労務単価に設定されていないため、港湾独自で労務費調査を実施
「潜水土(ダイバー)標準賃金」を決定し公表

→ <https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001865974.pdf>

9.「港湾請負工事積算基準」に係る標準賃金について

○調査範囲:直轄事業(港湾関係)

○調査期間:4月～9月末までに契約済又は契約予定の工事・業務について調査

1. 各種実態調査について

◆設計業務委託等技術者単価の実態調査

調査設計業務等技術者給与等実態調査

公共事業の業務委託等のうち調査設計等業務および地質調査業務(現場業務)に従事する技術者に対する実態調査(賃金支払い)を基に「**設計業務委託等技術者単価**」を決定し公表

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001297.html

○調査対象: 選定された調査対象会社における社員(支社・支店等に属する社員も含む)で調査設計業務および地質調査に従事する技術者

改定概要

損料算定基準は作業船の稼働実態調査を実施し2年毎に改定。

○船舶および機械器具等の損料算定基準

令和8年度 改定内容は下記HPに公表済

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html

8.船舶および機械器具等の損料算定基準について

⇒次ページ参照

2. 船舶および機械器具等の損料算定基準の改定について

- ◆作業船等の損料算定基準は実態調査結果を基に2年に1回のサイクルで改定
- ・実態調査：港湾・空港土木工事で使用する作業船等を保有する会社を対象に実施
 - ・調査項目：購入価格、運転時間、運転日数、維持修理費、管理費等

分類	船 種 ・ 分 類	改 正 値 / 現 行 基 準 値 (R6)							
		基礎価格	標準使用年数	運転時間	運転日数	供用日数	修理費率	管理費率	日当り損料
主 作 業 船	ポンプ浚渫船(D 1,100PS未満)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	ポンプ浚渫船(D 1,100PS以上)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.32	1.00	1.110
	ポンプ浚渫船(DE 1,100PS以上)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.32	1.00	1.109
	グラブ浚渫船(普通)アンカーD(3.5m3未満)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	グラブ浚渫船(普通)アンカーD(3.5m3以上)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	グラブ浚渫船(普通)アンカーDE	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	グラブ浚渫船(普通)スパッドD(3.5m3未満)	1.518	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.516
	グラブ浚渫船(普通)スパッドD(3.5m3以上)	1.518	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.518
	グラブ浚渫船(硬土盤)アンカーD	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	グラブ浚渫船(硬土盤)スパッドD	1.229	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.228
	グラブ浚渫船(岩盤)アンカーD	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	グラブ浚渫船(岩盤)スパッドD	1.252	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.249
	バックホウ浚渫船	1.241	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.241
	マイクロポンプ船	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	リクレマ船	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	バー吉安ロータ船	1.000	1.25	0.78	0.78	0.77	1.00	1.00	1.123
	空気圧送船	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	自航起重機船 固定D	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	自航起重機船 旋回D	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	起重機船 固定D	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	起重機船 旋回D (400t吊未満)	1.174	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.175
	起重機船 旋回D (400t吊以上)	1.174	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.174
	起重機船 固定DE(400t吊未満)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	起重機船 固定DE(400t吊以上)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	起重機船 旋回DE(400t吊未満)	1.124	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.125
	起重機船 旋回DE(400t吊以上)	1.124	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.127

2. 船舶および機械器具等の損料算定基準の改定について

- ◆作業船等の損料算定基準は実態調査結果を基に2年に1回のサイクルで改定
- ・実態調査：港湾・空港土木工事で使用する作業船等を保有する会社を対象に実施
 - ・調査項目：購入価格、運転時間、運転日数、維持修理費、管理費等

分類	船 種 ・ 分 類	改 正 値 / 現 行 基 準 値 (R6)							
		基礎価格	標準使用年数	運転時間	運転日数	供用日数	修理費率	管理費率	日当り損料
主 作 業 船	起重機船 固定DH	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	クレーン付台船	1.403	1.00	—	—	0.96	1.00	1.00	1.405
	杭打船(油圧ハンマ式)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	コンクリートミキサー船(バッチ式)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	コンクリートミキサー船(コンティニアス式)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	ケーソン製作用台船(フローティング式)	1.162	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.163
	ケーソン製作用台船(ドルフィン式)	1.000	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.000
	自己昇降式台船	1.000	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.000
	深層混合処理船	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.26	1.00	1.100
	サンドコンパクション船(3連装)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
付 属 作 業 船	揚錨船	1.000	1.00	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	引船(鋼製)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	押船(鋼製)	1.000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	交通船(鋼製)	1.674	1.00	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.673
	交通船(FRP製)	1.000	1.00	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	潜水土船	1.435	1.00	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.435
	ガット船	1.304	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.305
	ガットバージ	1.000	1.00	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.000
	石運船	1.000	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.000
	土運船(開閉式)	1.520	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.519
	土運船(密閉式)	1.186	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.185
	押航土運船(開閉式)	1.000	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.000
	押航土運船(密閉式)	1.000	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.000
	台船	1.480	1.25	—	—	0.81	1.00	1.00	1.590
	スパット台船	1.000	1.00	—	—	1.00	1.00	1.00	1.000

3. 港湾請負工事積算基準等の公表について

○港湾請負工事積算基準

令和8年度 改定の詳細(新旧対比表)は、下記HPに公表済

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html

7. 港湾請負工事積算基準について

○施工パッケージ型積算方式の試行について

施工パッケージ型積算方式の新旧対比表について、下記HPに公表予定

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html

7-1. 施工パッケージ型積算方式の試行について

○施工パッケージ型積算方式標準単価

施工パッケージ型積算方式標準単価は、下記HPに公表予定

<http://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/kanri/sekisan/sekou.html> (港湾工事)

http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm (土木工事)